様式第８号（第６条関係）

令和８年３月３１日

薩摩川内市議会
議長　下園　政喜　様
（会派代表者経由）

会派の名称　　新創会
経理責任者氏名　　屋久　弘文

政務活動費に係る収支報告書

薩摩川内市議会政務活動費の交付に関する条例第８条の規定により、次のとおり、令和７年度政務活動費に係る収支報告書を提出します。

１　収入
　政務活動費　　９００，０００　円

２　支出

（単位：円）

科　目	金　額	備　考
調査研究費	６９６，３２９円	7/30・31 甑島 10/22～24 東京都新宿区、千代田区 2/12・13 佐賀県玄海町
研修費	１５６，７９２円	10/22・23 東京都新宿区
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
人件費		
事務費	５２，７６４円	プリンターインク代
合計	９０５，８８５円	

３　残余の額

０円

注１　備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
　２　領収書、活動報告書その他必要な書類を添付すること。
　３　会派に属さない議員の場合は、「会派代表者経由」の必要はないこと。
　４　会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」は記入しないこと。
　５　会派に属さない議員の場合は、「経理責任者氏名」とあるのは「議員の氏名」と読み替えること。

様式第９号（第６条関係）

令和　８年　３月３１日

薩摩川内市議会
　議長　下園　政喜　様

会派の名称　新創会
代表者名　　犬井　美香　㊞

活動報告書

１　調査研究事業

【１回目】

(1)　調査年月日
　令和７年７月３０日（水）～３１日（木）　１泊２日

(2)　調査参加者
　犬井　美香、成川　幸太郎、屋久　弘文、山平　達也、冨吉　雄二

(3)　調査先及び調査項目
　・里町里　里地区コミュニティ協議会
　　意見交換会
　・薩摩川内市下甑町長浜
　　下甑島分屯基地の概要等について

(4)　調査の概要
　別添報告書のとおり

【２回目】

(1)　調査年月日
　令和７年１０月２２日（水）～２４日（金）　２泊３日

(2)　調査参加者
　犬井　美香、成川　幸太郎、屋久　弘文、山平　達也、冨吉　雄二

(3)　調査先及び調査項目
　・第 30 回清渓セミナー
　　住民主体の地方自治を進めるために
　・厚生労働省
　　民間事業者における働き方改革について
　・こども家庭庁
　　子ども・子育て支援法等に係る制度と事業について

⑷　調査の概要
別添報告書のとおり

【３回目】
⑴　調査年月日
令和８年２月１２日（木）～１３日（金）　１泊２日
⑵　調査参加者
犬井　美香、成川　幸太郎、屋久　弘文、山平　達也、冨吉　雄二
⑶　調査先及び調査項目
・佐賀県玄海町　　玄海エネルギーパーク、ＮＵＭＯ玄海交流センター
あすぴあ次世代エネルギーパーク
玄海原子力発電所・乾式貯蔵施設の現状について
使用済み核燃料最終処分場候補地としての文献調査の現状について
⑷　調査の概要
別添報告書のとおり

２　研修事業
・第30回清渓セミナー（東京都新宿区）
概要は別添報告書のとおり

３　広報事業

４　広聴事業

５　要請・陳情活動事業

６　その他活動

政務活動報告書

令和 7 年 8月25日

薩摩川内市議会
議長 下園 政喜 殿

会派名　新創会
代表者名　犬井美香　印

政務活動費による政務調査を実施したので、次の通り報告します

1．政務調査年月日
　令和7年7月30日から7月31日　1泊2日
2．政務調査参加者
　犬井美香　成川幸太郎　屋久弘文　山平達也　冨吉雄二　（以上5名）
3．調査先
　甑島里地区被災現場・里地区コミュニティー協議会と意見交換会
　航空自衛隊下甑島分屯基地（国境離島防衛）・みっちり草原
　前の平展望所・島内施設見学　瀬尾三滝植物浦内蓄電施設・長目の浜
4．調査目的
（1）　6月甑島豪雨被災地の現場、復旧現場状況確認
（2）　里地区コミュニティー会長・各自治会長懇談会
（3）　航空自衛隊下甑島分屯基地概要説明・視察
（4）　天然記念物指定申請地、みっちり草原環境視察
（5）　前の平展望所、ライブカメラ設置場所確認
（6）　蓄電施設の現状確認と視察

記

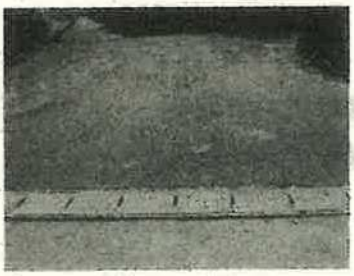
◆（1）里地区被災現場視察・復旧現場状況確認

今回の甑島は、以前の新創会で定期的に実施されていた視察の継続であります。大きな目的は、令和7年6月に被災した甑島里地区の現場確認、その後の復旧状態の確認です。川内港より高速船始発を利用しまして、里港に到着して早速、里地区の被害場所視察を行っております。現地案内は、島民でもある宮野議員に案内依頼を受けてもらえましたので、同行してもらい説明を受けました。

先ずは里、市之浦線沿いから山手側に移動して途中3カ所停車して説明受けました。この場所から鉄砲水が発生して、海抜の低い里地区へ流れ込み浸水をおこしてい

るようです。この里地区はトンボロ（イタリア語）地形という、島と島の間にできた土壌の脆い砂州で形成された、独特な成り立ちの地形です。





上記画像は左から、山側から鉄砲水が発生し、土砂・大石が流れ出た場所で、現在は応急処置で、市道側の石等は撤去されている。中央は山水の排水路であるが口径小さく、当時の大雨には流木等詰まり、機能が発揮できなかった。右は鉄砲水でえぐれた場所の復旧工事された場所です、新しいコンクリート面がえぐられた場所と考える





上記が画像は左、中央は、床上浸水の被害を受けた自宅前の門、今回の浸水でこの門からのみ、土砂・水が流れ込んでいる様子が伺えたので、今後の対策として、１．８ｍ程度の羽目板を設置して流水を防ぐ対策を打つ途中の様子。右画像は市道、里・市之浦線でこの道路を伝って土砂・雨水が里地区に流れ込んでいる。

当時の様子をこの画像の家主さんに話を伺うことができた。自宅は門からのみ雨水が流れ込んで来た、この門に横になり、人柱となって防ぎたかったが、流量を見たときにどうすることもできなかった。短時間で地面から８０ｃｍまで水位が上がり、風呂ボイラー、エアコン室外機等の室外にある電化製品が浸水影響受けて作動しなくなった。４日間は風呂無しの生活であったが、近所の民宿の方のご厚意でお風呂に入ることができたのは５日目であった。

『命さえあればなんとかなる』という言葉の元復旧を急いだ。非常に助かったのは、ボランティアの方の応援であった、３０人から多い日で５０人の方が入ってくださり、住める状態まで復旧した。今後は自分でできる水害対策は「自分でやる」と、人間の生きる力を感じた。

家主さんのボランティアの人達に感謝する思いは非常に強く、目に涙を貯めながら、話される様子で伺い知ることができた。

今回の被害は想定外の雨量に寄るものであるが、下流に向かっての排水路・樋門口径の流量整備が不十分だったことも要因の一つである。

現在の排水路が次項の画像です





上流からの水を集めて、海側に流す排水路。W１２００×H１０００程度のU字溝である。正確には不明だが、当日の満潮時間が１０時頃を見れば、この水路を海水が逆流して排水の妨げになったかもしれない。

右画像は最終海に流れ込む樋門であるが、門自体の口径が狭く、６月水害時の排水は厳しい状況であったことは推定できる。今できることは、雨水期のポンプアップが最も効果を生むではないかと考える。抜本的対策は全体の状況を鑑みて、どの治水対策が有効なのか住民との協議が必要となる。

◆（２）里地区コミュニティー協議会との意見交換会

里コミ地区岸会長をはじめ、各自治会長含む５名の代表の方と意見交換を行っております。

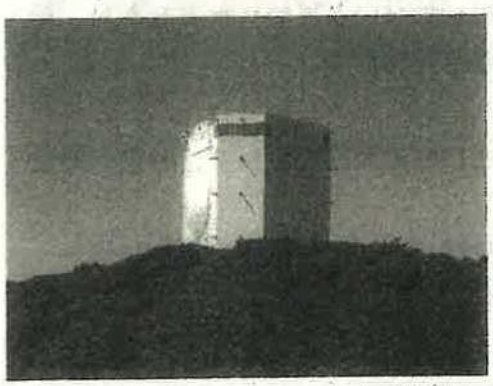
先ずは、今回の被災の現状の報告があり、原因と対策案を述べられました。原因の一つとして田園の埋め立てがあるかもしれないと。過去遊水地として考えられていた場所が無くなり、流水が水路に一気に押し寄せ増水、越水した可能性がある、只、一方では土地整備のお陰で被害もこれで収まったかもしれないと言われた方もあり、専門的な分析なされない以上原因の特定は困難だと感じた次第です。

＜地区コミ意見・６月大雨被災を受けて＞

・樋門そばの排水機場設置も以前計画があったけど、住民同意得られず、断念の過去もあった。
・里村時代埋め立て地は地元要望出ていたが、農業委員会の許可出ずおざなり状況が、２０年前の市町村合併で、薩摩川内市となり、大型水路を造り、埋め立てに至った経緯がある。
・地区コミとして要望は、先ずは策定段階で地元の意見を聞いて欲しいという意見が大きかったようです。
・途中山崩れの場所があり、砂防ダムの必要性を感じている。現在１カ所防災ダムがあるが、今回の大雨の被害をかなり防いだ。
・今までは台風災害に重きを置いていたが、気候変動で風水害の対策に力点の変更を

余儀なくされている。
・ハード面は行政、ソフト面は自治会が運営
・ボランティアが非常にありがたい、特に中学生の活躍は目覚ましい。
・西海岸、高潮対策工事の承認は出ているが、現在動き出していない。
・トンボロ地形一望できる景勝地へ続く道路の整備が急務だ、観光に影響
・どの事業とは言わないが、島民が望む所に市の税金は使って欲しい。
<地区コミ意見・結ライン就航受けて>
・里港接岸の際、船尾は岸壁より２m離れている、なぜ？
・欠航率の高い高速船を島民で利用する人は少ない
・新造船結ラインより以前の船の方が良かった、船内入口２カ所→１か所
車いす利用者がエレベーターで不便を受ける。
ここでも、新造船制作前に住民意見収集の場がなく、結果利用者にとって問題点多い船の就航になってしまった。大型船だけに、簡単にゾーニング変更は不可能である。いくら後から意見出して、改善点要求しても改善されない実態が浮き彫りに。

◆（３）航空自衛隊下甑島分屯基地
日本の国境離島防衛施設である下甑島分屯基地を視察しました。
下甑島分屯基地は、薩摩川内市下甑町長浜無番地標高５４０mに位置し、主な役割は西方面警戒監視です。具体的には、航空自衛隊春日基地の分屯基地で第９警戒隊約１５０名が配置され、J/FPS-5（通称ガメラ）レーダーによる警戒監視を２４時間体制で行い日本の防衛の最前線を担っています。甑島は消防隊が脆弱なため、薩摩川内市と協定を交わして、任務に就くこともあります。



レーダー塔は、日本では同型器４基が配備されておりその中の１基が下甑島分屯基地に配備され、日本の国境離島防衛を担っている重要な施設であります。特に大きな亀甲の刺す方向は、中国・北朝鮮方面で、過日中国機が領空侵犯した地域は甑島、北西１００km先と聞き、こんなに身近まで戦闘機が来たかと思うと驚愕でした。北朝鮮も年々軍備強化を図っており、目の役割レーダーは最重要の自衛隊設備であります。
➢J/FPS-5（通称ガメラ）レーダーとは、航空自衛隊の警戒管制レーダー装置。レーダーサイト用の大型固定３次元レーダーで、アクティブ・フェーズドアレイ・アンテナ（AESA）を採用して、航空機・弾道ミサイルの探知・追尾にも対応したレーダーである。三菱電機製、３面に配置され３６０°網羅されている。



➢下甑島分屯基地の歴史（沿革）

・１９５３年７月米空軍サイト建設

・１９５５年６月下甑島長浜に要員１６名で航空自衛隊西部訓練航空警戒隊として展開

・１９５８年５月米空軍から航空自衛隊に移管される。



➢上画像は自衛隊専用通信アンテナ

・１９６１年７月航空自衛隊西部航空警戒管制団に改編

・２００３年３第９警戒隊へ改編

・２００９年３月新型レーダーＪ/ＦＰＳ-５レーダーの初号機を配備する。

地域活動として海岸清掃・地域伝統芸能（出羽踊り）下甑島出初め式、その他様々な活動に参加され地域伝統芸能等に不可欠な存在となっています。

自衛隊基地は地域経済の活性化になり、人口減の甑島には無くてはならない施設である。防災面・地域ボランテァと住民の安心な生活には欠かせない存在である。

◆（４）天然記念物指定申請地、みっちり草原視察

下甑町片野浦にある「みっちり草原」は、遅咲きのカノコユリの自生地として観光スポットになっており、７月～８月にかけては黄色い同じユリの仲間のニシノハマカンゾウと市の花であるカノコユリが咲き乱れ、訪れた人々に感動を与えております。

例年８月中旬から咲き、下旬まで楽しめる様です。視察時は、黄色い花『ニシノハマカンゾウ』が満開でした





山道を約３０分、登るのですが、木材や石などで作った登山道であります。道は狭く足場も悪く転落の恐れがある危険な場所もあります。途中、ロープを張ってある所は、非常に助かりました。天然記念物指定申請地で観光スポットでもあるので多くの方に安全に観光を楽しんで頂くためにも、山道整備・駐車場整備の必要性があると思いました。甑島は国定公園であることから自然環境に手を加えるのは難面もありますが、観光客集客の為には、安全な環境整備の必要性を感じました。

◆（5）前の平展望所、ライブカメラ設置場所確認

６月議会に於いて、宮野議員の質問にも出たカメラだったので、どのような場所に設置されどの方向を写しているのか、確認をしております。

◆（6）蓄電施設の現状確認





浦内太陽光発電所・甑島蓄電センター

本市と住友商事株式会社が共同で、旧浦内小学校のグラウンドに「甑島蓄電センター」と「甑島・浦内太陽光発電所」を整備し、離島に再生可能エネルギーを普及させるための実証事業を２０１５年１１月から行っている施設です。蓄電池は電気自動車のリユース蓄電池を利用しております。

設置され以来現在１０年経過している。蓄電池の交換、耐用年数はどの様になっているのか不明なので、今後の目的、経過、効果、実証事業結果等、今後どのような運営をするのか、稼働１０年目を迎える今、議会等で質問をしてみたいと考えております。

＜後記＞

今回初めて甑島島内周り政務調査を行うことができました。災害復旧・地区コミ懇談会・自衛隊最先端施設・天然記念物指定植物・再生エネルギー・国定公園景勝地を視察し充実した時間を取ることができました。

人間の生きる力、地域の課題と行政との齟齬を肌で感じることができ、甑島における行政の押し付けにならない、島民の為の措置は何なのか考える良いきっかけになりました。

無駄な視察にならないよう、今後とも継続的に視察を行い注視していきたいと考えています。

以上

政務調査報告書

令和　7年　12月　20日

薩摩川内市議会
議長　下園　政喜　様

会派　新創会
代表者名　犬井　美香

政務活動費による政務調査を実施したので、次のとおり報告します。

1　政務調査年月日
令和7年　10月22日（水）　～　令和7年　10月　24日（金）　3日間

2　政務調査の参加者
成川 幸太郎・屋久弘文・冨吉雄二・山平達也・犬井美香

3　政務調査先・・・別添「行程表」のとおり
（1）日本青年館ホテル8階カンファレンスルームにて清渓セミナー受講
（2）東京都霞が関　厚生労働省
こども家庭庁

4　政務調査の目的
（1）住民主体の地方自治を進めるための見識を広げるため
（2）「(民間事業所における）働き方改革」について
子ども・子育て支援法等に係る制度と事業について

5　政務調査の概要
（1）清渓セミナー



講義Ⅰ　「現場から見た介護保険制度」　講師：小島　美里氏

（NPO 法人暮らしネット・えん代表理事）

介護保険制度がスタートして２５年経過。この間、平均寿命が延び、認知症が増加した。介護保険受給者の８０％が何らかの認知症状があり、９０歳以上では認知症状のない方が少ない。一人歩き（徘徊とは言わない）が一番多いのは、介護未認定の方であり、要支援の認定を受けた方でも行方不明になることがある。

介護は、要介護２までが重要で、介護３以上になると本人は大変だが、介護の手はあまりかからない。そのような点からも、訪問介護が重要である。少子化がもたらす労働人材の減少もあるが、介護人材の不足はなお一層深刻である。更に、訪問介護職は全てが要資格者であり、人材不足に追い打ちをかけている。有効求人倍率は、１倍程度であるが、通所介護職は３倍、訪問介護職は１４倍となっている。

また、訪問介護は医療よりも介護の作業が多いため、訪問介護は必要であり、ヘルパーがいなくなれば訪問介護は成り立たない。自宅介護が推奨される中、ヘルパーの労働条件改善を行い、ヘルパーの確保をしなければ、今後の介護サービスの継続ができなくなる可能性がある。訪問介護事業所の４０％は赤字経営であり、全国では訪問介護のない自治体が１１７自治体（昨年は９１自治体）あり、増加傾向にある。

今後、介護保険料を払っても介護サービスを受けられなくなる可能性もあることから、各自治体で事業者の声を聴き、自治体政策に活かしていく必要がある。議員は、色々な場所で質問できるチャンスを活用して欲しいとのことだった。

《所感》

現在のままの介護保険制度では、介護サービスの維持が思っていた以上に困難な状態にあることが理解できた。本元は法律であるが、介護保険料は自治体決定であり、実態をより的確に把握し、自治体議員としても声をあげていくべきであると痛感した。

講義Ⅱ　「社会の変化とこれからの学校教育」～主体性と当事者性～

講師：工藤　勇一氏（教育アドバイザー）

「日本社会の問題は、学校教育の問題そのもの」と言われるように、３０年前から「生きる力」を育む教育が行われてきたにも関わらず、日本は不登校数３４万人超、子どもたちの自死５２９人、いじめ問題、教員の過重労働問題など多くの課題があり、大人のひきこもりも１４０万人という現状になっている。

講師の工藤先生は、国連にも勧告を受けている日本の学校教育の課題を感じ、今まさに面倒見の良い「サービス提供型教育」から面倒見の悪い「Agency を育てる教育（生徒主体の学び・生徒主体の運営）」への転換を実際の現場で行っていた。生まれた時には好奇心と主体性のかたまりであった一人ひとりが、手をかけられることにより自律できなくなり、自分がうまくいかないことを誰かのせいにするようになる。そして、主体性を失い、自分も他人も嫌いになったり、不幸な気持ちになる人が多くなっている。自己決定がなければ、人のせいにする子供が

育つことから、教育は常に「自己決定させること」であると言われた。

また、急激な人口減少や深刻な気候変動、貧困や食糧問題、不安定な国際情勢など先の見通せない時代にあっては自分の頭で考える人材が必要であり、「自立した生徒を育成する」ことを目的としてきた。しかし、その手段であったはずの「基礎学力を身につけさせること」がいつしか目的化し、結果宿題などにより主体的に学ぶ力を奪われてきたとも言われていた。

これからの時代は、教師側の立場から教育を考えるのではなく、学ぶ側の立場から教育を考えていくことが重要であり、主体はあくまでも子どもである。そして、その子どもたちに求められる力は「主体性・当事者性・創造性」であり、対話的な学び合いの中で主体的に問題を解決する力を育くんでいくためには、先生はティチャーではなくコーチャーでいることも必要だということだった。そして、皆が仲良く心をひとつにすることが正解ではなく、一人ひとりは違うという前提で、対立を対話で解決することにより、感情をコントロールし、共通の目的を見つけ出し、合意することを身につけることができる（パブリックリレーションズ）。多数決は民主主義と言われることも多いが、それはマイノリティ（少数派）を切り捨てることであり、一人残らず「いいね」と言える答えを見つけることが大事であるとも言われた。

《所感》

これまでの学校教育から、これからの学校教育へと転換していく必要性を今回痛感した。私たち大人が歩んできた時代とは違う時代を生きていかなければならない子どもたちへの責任として、失敗を恐れず安心して学べる環境をつくり、先生方も子どもたちも「私が私でいられる場所」になることが学校に求められていると感じた。誰一人取り残されない「みんなの学校」をどう作っていくかが問われていると思う。

講義Ⅲ　「子育て支援策の一歩先へ」～まち全体での子育て～

講師：奥　正親氏（岡山県奈義町長）

昭和３０年に３村合併により誕生した奈義町。平成の大合併の際には、合併の意思を問う住民投票を行い、「単独町制」に決定されたということだった。

奈義町が誕生して７０年になるが、人口は約９千人から現在は約５千人。子どもが減り、若者や子育て世代が減少してしまうと、今ある商店やスーパー、病院、交通機関など生活に必要な施設や機能、サービスを維持することが難しくなることや、少子化による人口減少は、町を７０年、８０年守り育ててくれた「高齢者」の安全・安心な生活にもつながる課題として、全ての住民で共有し、「少子化対策は最大の高齢者福祉」ということで、住民のみんなで町の未来を考えることに取り組まれたとのことだった。経済的支援として、こども園・小中学校の給食費無償化、小中学校の教育教材費を無料化、在宅育児をする保護者への毎月１５０００円の支援金などや、精神的支援として、地域と子育ての拠点施設として「なぎチャイルドホーム」を開放し、子育てアドバイザーによる育児に関する相談や、ちょっと子どもを預けたい時の一時保育「すまいる」や、週４で通え親同士で協力する保育活動「自主保育たけの子」、各種イベントや座談会など町民同士で支え合う子育てサポート制度が確立されていた。

また、子育てしながら空いた時間にちょっとだけ働きたい、自分の自由な時間を使って、ちょっとだけみんなと一緒に仕事をしたい子育て世代と、常勤で雇用するほどではないが、繁忙期にちょっとだけ手伝って欲しい、草刈りや片づけなど、困った時にちょっとだけ手助けして欲しいという企業や高齢者などをマッチングする「しごとコンビニ」事業も実施しており、町民主体で法人化した一般社団法人しごとえんが実施主体となっていた。

その他にも、子どもの意見を真剣に政策に生かすための「こども議会」の取り組み、こども園や小中学校へ学年ごとに1人 ALT を配置し、英語が話せる子どもたちの育成、住環境や企業誘致も含め、積極的な取り組みを町長が自らの言葉で語られる姿が印象的だった。

《所感》

町民一人ひとりが、町のことを自分事として取り組まれている姿は、自治体の大きさに関わらず学ぶべき姿勢だと感じた。そして、町民に分かりやすくその重要性をしっかりコミットできた町長の存在は、本当に大きいと感じた。

講義Ⅳ 「人口減少社会を生きぬくために」 講師：増田　寛也氏（(株)野村総合研究所顧問）

講義のテーマである人口減少社会を生き抜くためには、（1）地方創生（2）人口減少（3）定住人口（4）二地域居住（5）若者や女性にも選ばれる地域（6）人口減少が進行する中でも「稼げる」地方　などの観点・視点をもって考えていく必要があるとの主旨であった。

これらを網羅しながら、重点的には地方創生の観点で講義されたが、国の進める「地方創生2．0基本構想」の概要に沿って以下の通りであった。

まず、人口減少対策（少子化対策）が重要であり、育児手当・児童手当などの経済的支援の充実、育児休業やテレワークを推進することによる仕事と家庭の両立、保育所の増設や保育士の処遇改善などによる保育サービスの充実、住環境の整備、結婚・出産への支援、教育費の負担軽減やキャリア支援、性別的役割分担意識の打破・父親の育児参加などによる社会意識の変革などが必要であり、特に、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）などの意識変革、働き方改革・賃金格差是正などが急ぐべき課題であると話された。

また、地域経済の活性化も挙げられ、地域資源の最大限の活用、生成 AI など新しいテクノロジーの活用、企業誘致や起業支援、人材育成と移住支援、公共交通の維持と通信インフラの整備、そして三層の圏域構造（広域圏・地域生活圏・集落生活圏）の構築などを挙げられた。

更には、企業・大学の地方配置、政府機関などの地方移転、税源の偏在是正などにより分散型社会を構築し、東京一極集中を是正することも必要であると熱く語られた。

他にも、①人口減少に伴うコミュニティを地域でどう確保できるか②地方自治体職員数の大幅減の問題にも触れられ、今後は今まで以上に国・県・市のしっかりとした役割分担が必要となってくること③地域定住の入り口となり得る「関係人口」を増やすこと④住民登録や税制、選挙制度の課題はあるものの「二地域居住」の必要性⑤異なる分野や領域に属する要素同士を組み合わせ連携することによる「稼げる」地方の創造も必要であることなどを講義された。

《所感》

この講義を受講して、全国的に地方が置かれている現状を再認識するとともに、衰退の一途を辿ることとなるであろう地方の生き残り策を提示いただいた気がする。本市の人口ビジョンによると、パターンは色々あるものの、最悪の場合２０６０年には５４,０００人の人口となることが推計されている。何も対策を講じなければ、恐らくこの人口に近づくと考えるが、講義を受けたような対策をあらかじめ講じることで、人口減少に歯止めがかかり得るのではないかと考えた。今後の市の施策を検討する段階においても、全国的な流れになっているとは言え、この将来的な人口減少をしっかりと見据えた市の生き残り策を検討・展開すべきだと感じた。

講義Ⅴ　「自治体の防災マネジメントと議会・議員の役割」

講師：鍵屋　一氏（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科　教授）

『自治体の防災マネージメントと議会・議員の役割』の講義内容は、まず能登半島地震で起きた災害関連死内容説明があり、これに対する重要な政策が話されました。各災害の中で避難しなかった理由に「自分は大丈夫」「周りが避難していなかった」正常性バイアスの典型で、今まで無かったのだからこれくらいは大丈夫という心理的メカニズム働く。対して避難した人は「近所の呼びかけ」「隣人が避難した」というのが避難した人の理由に上がる。なにより人の行動に同調されるのがわかりました。

１番目に災害後の対策より、災害前の対策が大事だと、特に住宅耐震化は最も重要で、この災害での死因の多くは、住宅の下敷きの分析が出来ている。耐震化は自前で措置できる方は自己で、やはり中には出来ない方もおられると言うことで、行政の助けが必要と言われました。

南海トラフ巨大地震の想定される中、事前対策は大きく６つで①住宅耐震化は自己負担ない公費　②緊急避難は「ひなんさんぽ」と個別避難　③在宅避難の為に簡易トイレ全戸配布　④すべての福祉施設を福祉避難所へ　⑤災害福祉支援体制の整備、人材育成　⑥法の目的に「尊厳」を加える。以上６つが重要で大きな事前対策になり、亡くならなくても良かった命が、救われる可能性が大きくなっていくとのことです。

取り巻く環境は年々厳しい状況で、近所付き合いの減少、減り続ける消防団員・自治体職員と助けてくれる人は減少します。

災害は滅多に来ない、それに全ての対応は出来ない、せめて１・２日分の準備をする分散備蓄、運営の一本化が必要。

《所感》

議員としてできることは、質問であるが、防災当局だけに問うのではなく、およそ関係のないと思われる当局への災害対策質問が大事だと学んだ。

講義Ⅵ　「被爆戦後８０年核兵器のない世界へ　日本が果たす役割とは」

講師：松井　一實氏（広島県広島市長・全国市長会会長）

戦後８０年が経過し、昨年１０月に日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が、ノーベル平和賞を受賞されたことを記念するとともに、清渓セミナー３０回を迎えたことでの記念対話（講演）として実施された。

最初に「黒い雨」の動画が流され、講演がスタートした。憲法前文と第９条を引用され、「諸国家」のためのものではなく、「諸国民」のための理想的な憲法であり、国際平和希求のため「戦力不保持」を第９条に明記してあることを冒頭で説明された。また、広島市に関しては、憲法第９５条の規定に基づく日本初の特別法である「広島平和記念都市建設法」が１９４９年８月に施行され、広島市の都市づくりの方向性の決定や国からの援助の増大など、市の復興に大きな役割を果たしてきたことも紹介された。

広島市の都市像は「平和記念都市」であり、特別法の中で最高目標とする都市像として「国際平和文化都市」が規定され、「平和文化」を振興することにより「核兵器のない真に平和な世界」を目指していることを説明された。このことが、為政者の政策を後押しする大きな潮流を形成しているとのことであった。平和文化の振興を図るために、毎年１１月を平和文化月間に定め、市民社会に「平和文化」を根付かせる機会となっている。他にも、平和文化アンバサダーの委嘱なども行っている。

更に、具体的な取り組みとしては、「守り」「広め」「伝える」を基本理念に被爆の実相を守り、世界中に広め、次世代に伝える取り組みを展開されている。「広め」るための取り組みとして、核保有国の為政者への被爆地訪問要請、核兵器廃絶に向けた議論を行う国際会議の誘致、平和首長会議の設立などを行い、「伝える」ための取り組みとしては、毎年行われる「平和宣言」、修学旅行の誘致活動を強化し、若い世代に「ヒロシマの心」を共有してもらう活動、全国平和学習の集いや全国こども平和サミットなどの平和学習の推進、平和記念資料館や爆心地に近い２小学校にある平和資料館を整備・運営し、次代を担うこどもたちへの被爆体験の継承などにも取り組まれている。また、「守り」に係る取り組みとしては、平和記念公園内で被爆前の面影を残す唯一の「被爆建物」をレストハウスとしての活用などを進めるとともに、広島大学本部跡地を平和に関する「知の拠点」としての整備も令和１２年度を供用開始目標に行われている。今後、被爆樹木の保存も予定されているようである。

以上のような様々な平和文化の振興の取り組みを報告された後に、原爆被爆者慰霊碑に刻まれている（「安らかに眠って下さい　過ちは繰返しませぬから」＝ヒロシマの心）との被爆者の体験と思いである「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」で締めくくられました。

《所感》

広島市が原爆投下以降に取り組んできている様々な事案を説明されたが、この間の平和の取り組みの成果を平和文化の振興に繋げている状況がよく分かった。日本が果たすべき究極の役割は「世界恒久平和」を目指すことであり、恨みの連鎖を断ち切り、戦争を繰り返さないことであると考える。個人的には不穏な動きも感じており、核兵器禁止条約に批准していない点も気になるが、世界で唯一の被爆国としての観点からも、戦争放棄・核不保有は堅持すべきことだと思う。

今回被爆者であり、広島県被団協代表委員である箕牧　智之氏が体調不良のため講演を辞退

されたことは生の被爆体験や思いを聞くという観点で本当に残念だったが、核兵器廃絶と被爆者補償に取り組みノーベル平和賞を受賞された被団協の方々の運動を紹介した「屍を超えてオスロの灯」というドキュメンタリー映像を見ることで、その思いは手に取るように理解できた。

（2）「(民間事業所における）働き方改革」について

厚生労働省が推進している以下の３点について、詳細な内容を勉強した。

1．　令和７年度の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）等の一部改正について

今回の一部改正の概要としては、①ハラスメント対策に強化②女性活躍の推進③治療と仕事の両立支援の推進の３点だった。

ハラスメント対策の強化としては、昨今全国的に問題となっているカスタマーハラスメント（カスハラ）の防止のために、事業主に雇用管理上の必要な措置を義務付け、国が指針を示しながらカスハラに起因する問題に関して、国や事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化することにあるようだった。また、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、カスハラ対策同様に事業主の措置義務、国の指針と関係者の責務を明確にしている。職場におけるハラスメントについても、国民の規範意識を醸成するため、今後国が啓発活動も行うとのことだった。職員のハラスメントについて一般質問で複数回取り上げているが、公務員に関わらず、民間においてもハラスメントが顕著であり、やはり今後全国的・国民的な重要課題となってくると思われる。各種ハラスメント防止については、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、今回の労働施策総合推進法の改正などを含め法制化されており、法規制により働きやすい環境が更に整うことを期待したい。

女性活躍推進については、女性活躍推進法の有効期限を１０年間延長し、令和１８年３月末とするとともに、常時雇用する労働者数が１０１人以上の一般事業主や特定事業主（公務員）に男女間賃金の差異、女性管理職比率を公表することを義務付け、国が策定する女性活躍の推進に関する基本指針の中にも、ハラスメント対策を位置づけることになっている。国が今回のように法律を改正し、対策を打ってくれることは有意義なことであるが、女性活躍推進についても今始まったことではなく、もう１０年が経過しようとしている状況の中で、このことがしっかりと真の女性活躍推進に繋がるよう、国の指針に沿って事業主・労働者の双方が自覚をもち、意識して取り組まなければなかなか難しい課題でもあると思う。

治療と仕事の両立支援の推進については、高齢者の就労の増加や医療技術の進歩などで、治療をしながら仕事をする労働者が増加している背景があるため、事業主に対し職場における治療と就業の両立を促進するための必要な措置を取ることを努力義務として課すとともに、この措置が適切・有効に実施されるための指針の根拠規定を整備することになっている。この件についても、今後国が指針を示すことになると思うが、事業主に法整備の趣旨をしっかり理解してもらい、労働環境の改善や大きくは働き方改革に繋がることを期待したい。

2.　令和６年雇用保険制度改正（令和７年４月１日施行）について

・自己都合退職者の給付制限解除（令和７年４月～）

自己都合退職者に対して、失業給付の受給にあたって、待機満了の翌日から原則２か月間の給付制限があったものを、自ら雇用安定・就職促進に資する教育訓練を行った場合は給付制限を解除する。また、そうでなくても原則２か月間を１か月に短縮する。

・就業促進手当の見直し（令和７年４月～）

安定した職業以外の職業に早期再就職した場合に支給される就業手当については、支給実績を踏まえ廃止し、再就職手当や就業促進定着手当を現状に合わせ見直した。

・育児休業給付の見直し（令和７年４月～）

育児休業給付については、育児休業取得者の増加を背景に、国庫負担割合を引き上げるとともに、保険も弾力的に調整する仕組みを導入する。

・令和７年４月から雇止め・倒産・解雇に伴う教育訓練支援給付金を、給付率は下げつつ、給付日数や給付期間を延長する。

この他、出生後休業支援給付や育児時短就業給付の制度創設、子ども・子育て支援特別会計の創設など、雇用保険制度が継続可能な制度となるよう改正（令和７年４月～）し、今後も「教育訓練休暇制度」の創設（令和７年１０月～）や雇用保険の適用拡大（週２０時間以上⇒週１０時間以上：令和１０年１０月～）を、年次的に現在の雇用実態に合わせ改正することになっている。コロナ禍で非常事態に陥った当該制度を、事業主と労働者でしっかりと支え合う制度に改善していることは、制度の持続性を考慮すれば重要かつ必要なことであると考える。

3.　育児・介護休業法について

育児休業については、出産後の妻の継続就業率、出産・育児が原因で離職した女性のニーズ、希望する仕事と育児の両立の在り方、実際の育児休業の取得率・取得期間、育児休業制度を利用しなかった理由など、介護休業については、家族介護・看護を理由とする離職者の状況、介護休業等制度の利用の現状など、民間調査機関や厚労省・総務省などの調査データをもとに、今回育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に繋げている。

改正の概要としては、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等などとなっている。

① については、３歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握したうえで柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるよう義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認も義務付ける。残業免除も３歳までを小学校就学前の子を養育する労働者に拡大する。子の看護休暇について、子の行事参加等も可能とし、現行の小学校就学前を小学校３年生までに拡大する。その他、テレワークの導入や妊娠・出産の申し出時や子が３歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮を事業主に義務付けるなどとなっている。

② については、取得状況の公表義務を、現行常時雇用する労働者が１，０００人超から３００人超へ拡大する。次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画策定時に、取得状

況等の現状把握・数値目標の設定を事業主に義務付けるとともに、次世代育成支援対策推進法の有効期限を１０年間延長し、令和１７年３月末とすることになっている。

③ については、家族介護に直面した労働者に対して、個別に両立支援制度等について周知・意向確認を行うことを事業者に義務付ける。労働者に対しての早期の情報提供や研修等を事業主に義務付ける。介護休暇に関して、勤続６月未満労働者を労使協定に基づいて除外する仕組みを廃止する。家族介護をする労働者に事業主が講じる措置に、テレワークを追加するなどである。これらの他に、両立支援等補助金を拡充したり、中小企業育児・介護休業等推進支援事業を行ったりしている。

《所感》

働き方改革の最前線で働く省庁の職員から、直接現状や課題などを聞き取ることが出来、大変有意義な勉強会になった。ただ、国が法整備を行い有効な支援制度を導入したとしても、或いは、事業主に法で措置義務（或いは努力義務）を課しても、それを事業主が真摯に受け止め、実施・実行しなければ絵にかいた餅でしかないと思う。事業主にも労働者に寄り添う姿勢が必要であり、その姿勢を期待するものである。従来のように利潤追求に突っ走るのではなく、希少で貴重な労働者の側に立って賃金や労働条件の改善に努めてもらいたい。そうすることで、柔軟な働き方に繋がり、労働意欲も生まれ、結果として企業に少なからず様々な面で恩恵があると考える。特に、本市のように働き手が不足しているような地域にあっては、こういった点も今後は検討して事業を推進する必要があると考える。



子ども・子育て支援法等に係る制度と事業について

（１） 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設　令和７年度予算８１６億円

目的：子ども・子育て支援法一部改正して、妊婦のための支援給付を創設令和７年度から

施行。妊婦等のケア及び経済的支援を実施、妊娠期からの切れ目ない支援を行う。
概要：妊娠している子どもの人数×５万円　例）双子　２×５万円＝１０万円支給、申請は２回で終了、３回目は産後ケアに注力　財源は１０／１０国補助
支援給付は市町村国で一人の子どもを妊娠していれば１０万円の支給がある計算となり手厚い経済支援になる。妊娠中の不安で上位ランクに「経済的なこと」があるので大きな支援策になると考える。

（2）　こども誰でも通園制度を地域子ども・子育て支援事業に位置付け・子ども誰でも通園制度の給付化
子ども・子育て支援法一部改正、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件問わず柔軟に利用可能な通園給付として制度を創設。
現在も一時預かり制度はあるが、保護者目線の一時預かりに対して、誰でも通園は子ども目線で考えられた制度である、只利用者にとっては大きな差異は感じられず、保育士等諸条件のみでの違いのために、制度浸透には時間を要すかもしれない。
尚、制度実施している県内自治体は、鹿児島・霧島・鹿屋市・与論町のみ

（3）　産後ケア事業の提供体制の整備
出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできる支援体制の確保を行う事業　現行４ヶ月間が１年間に伸びた。
産後の心配ごとは経済的な心配３２％、子育て２９％と大きな指数である、それに対しての事業が産後ケア事業で様々な拡充がなされている。新生児マススクリーニング検査の対象疾患拡充は早期の全国展開に向けた支援とともに、新生児聴覚検査を公費負担に向けた取り組み等がある。この事業も又、切れ目ない支援提供の一環である。

（4）経営情報の継続的な見える化の実現
国民の保険料や税金が、医療・介護・保育・幼児教育などの各分野において、現場で働く人に行き渡っているか、費用使途の透明性が必要のもと、見える化を進め、処遇改善等の公的価格の改善を図るものである。
事業所ごとに報告を義務付ける、内容としては、人員配置・職員給与・収支の状況であるが、結果はグルーピングで公表される。
只、介護などの職種はサービス業に分類されるが、サービス業は一番人員が集まりにくい職種である。公表で他産業との労働条件に大きな乖離が出れば、就職の選択から外れる。この産業は、労働の割には報酬が低いのが最大の要因、抜本的な処遇改善が望まれる。

（5）　子ども・子育て拠出金にかかる見直し・子ども・子育て支援特別会計の創設
子ども・子育て支援特別会計を創設することにより、費用負担の見える化を進めるのがねらい。現予算５．７兆円。
子育て世代心配上位は経済的心配である。今回は児童手当抜本的拡充、所得制限の撤

廃・高校生年代まで延長・第３子以降は３万円・支給回数６回/年へ増の計画。子ども未来戦略加速化プランに基づく給付等の拡充。
制度創設で子ども一人当たりの給付改善額は１４６万円で現行の平均児童手当約２０６万円と合わせると、３５２万円と手厚くなる。
給付を支える財政基盤の確保は段階的に８年度０．６兆円・９年度０．８兆円・１０年度１．０兆円で医療保険料と合わせて徴収される。

（６）子ども・子育て支援制度の創設

社会連帯の理念を基盤に、子ども・子育て世帯を全世代、全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み。今回、児童手当拡充により３．６兆円規模の給付拡充を図ったためその財源として、右記の支援金が必要となる。金額は令和８年度２５０円・９年度３５０円・１０年度４５０円/月額で、高齢者や子育て終了世代には恩恵は少ないが、国民全員で未来ある子供たちを支える支援金である。支援金の使途も、子ども・子育てに限定したもので、他への流用はない。そのための見える化、特別会計なのである。

《所感》

世間では、何かと意見が多かったこども家庭庁ではあるが、担当職員の方は、今後の日本を担う未来ある子どもたちのために何ができるのか、少子化対策で出来ることは何なのか、一生懸命考えておられる様子でした。又新しい制度を広めるために、一人でも多くの人に知って欲しいと、我々一地方議員へも丁寧な説明をされ、国策最先端内容は非常に勉強になりました。

人口減少は世界的な社会現象で、誰にも止めることはできない。だが右肩下がりの傾向を少しでも緩やかにする制度設計は必要不可欠であり、現代を生きる我々の使命である。少しでもその一端を担えれば幸いである。



政務活動報告書

令和 8 年 3 月23日

薩摩川内市議会
議長 下園 政喜 殿

会派名 新創会
代表者 犬井美香 印

政務活動費による政務調査を実施したので、次の通り報告します

1. 政務調査年月日
 令和8年2月12日から2月13日 1泊2日
2. 政務調査参加者
 犬井美香 成川幸太郎 屋久弘文 山平達也 冨吉雄二 （以上5名）
3. 調査先
 1日目 佐賀県玄海町玄海エネルギーパーク
 2日目 佐賀県玄海町玄海交流センター・あすぴあ次世代エネルギーパーク
4. 調査目的
（1） 玄海原子力発電所・乾式貯蔵施設の現状
（2） 使用済み核燃料最終処分場候補地としての文献調査の現状
（3） 次世代エネルギーパークあすぴあの視察

5. 政務調査の概要
（1） 玄海原子力発電所・乾式貯蔵施設

佐賀県北西部、玄界灘沿岸に位置する玄海町には、1号機から4号機までを有する九州最大規模の原子力発電所が立地している。同発電所は、これまで地域の基幹電源として重要な役割を担ってきたが、現在は1号機および2号機が廃炉措置中である。施設内で働く関連会社含めての従業員は常備3000名で、工事内容でプラス500から1000名の増員になり、雇用も非常に大きな施設である。

稼働可能な設備を含む最大電気出力は236万 kW であり、本土内発電量に占める割合は15.0%となっている。(2024年実績は24. 0%)これは、川内原子力発電所1・2号機の合計最大電気出力178万 kW(本土内発電量に占める割合11.5%)と比較して、約1.32倍の規模である。

以上のことから、玄海原子力発電所は九州電力管内において依然として高い発電能力を有する重要な電源として位置付けられる。

玄海原子力発電所では、通常のウラン燃料に加えて、MOX燃料の使用が可能に設計された3号機発電設備を有している。MOX燃料を現状使っている設備は国内4カ所（将来的には12カ所）しかなく、今後の再生エネルギー、限りある資源循環の観点からも重要な設備である。

施設内に設置されている乾式貯蔵施設を、バス車内から視察する機会を得た。乾式貯蔵施設は川内原子力発電所でも現在申請中の施設で、これまでプールで管理してきた使用済燃料を15年以上経年したものから順に取り出し、キャスクと呼ばれる容器に収納して管理する新しい方式です。

玄海原子力発電所では、乾式貯蔵施設の建設工事が進められていた。海抜 21 メートルの地点を 14 メートル掘削し、岩盤まで到達させたうえで強固な施設を構築する計画であり、2027年度の竣工を目指しているとの説明を受けた。また当該施設は、六ケ所再処理工場が稼働するまでの間、使用済燃料を一時的に保管する施設として整備が進められている。

さらに新規制基準においては、玄海のように岩盤上に建屋を設けて施設全体を建屋で保護する方式に加え、川内のようにキャスク自体の性能で安全性を確保する方式についても認可が可能となった旨の説明（レク）を受けた。

災害対策面では緊急時対策として玄海と川内をTV会議で結び、物資、人材派遣のやり取りをして対応し、医者2名の配置、100人が7日間暮らせる2100食の準備、ベッド等、新規制基準の基で福島での教訓を活かし、同じ災害にならないよう細心の準備が措置されていた。

（2）原子力発電環境整備機構（NUMO）

二日目の朝一番で NUMO を訪問した。玄海町は高レベル放射性廃棄物地層処分場の文献調査を受け入れた、全国でも数少ない自治体である。当初は、町内のある程度特定された場所について文献調査を行うものと理解していたが、説明によれば、文献調査の段階では町内のどの区域が適地となり得るかを広く調査するものであり、特定の地点を対象とするものではないとのことであった。

地層処分とは、再処理によって再利用できない約 5%の高レベル放射性廃液をガラスと融かし合わせて固化した「ガラス固化体」を、地下深くの安定した岩盤に閉じ込め、人間の生活環境から長期間隔離する方法である。これが、いわゆる最終処分場と呼ばれる所以である。

この事業は、文献調査、概要調査、精密調査の各段階に約 20 年を要し、その後の建設に約10 年を見込む、計 30 年規模の長期的な取り組みである。現在の NUMO の主な活動は、団体や公募で選ばれた住民を対象とした説明会の開催であり、住民をはじめ、民生委員・児童委員会や各種団体を通じて情報提供を行っている状況である。玄海町での反対意見は少なく、説明会を開く回数が増えるにつれ、質問が増えてきている。住民説明会も終盤に向かっている。

文献調査については約 5,000 件の文献を収集し、20 名程度の体制で地質図、火山群、炭鉱跡、玄海町史などの資料分析に取り組んでいる。

今後は「避けるべき場所」とされる六つの項目に加え、それ以外の二つの観点からも検討を行い、総合的に評価していくとの説明を受けた。避けるべき場所として挙げられているのは、火山、

活断層、隆起、浸食、堆積物、鉱山資源・地熱資源である。

一方、文献調査に参加している自治体は、寿都町、神恵内村に加え、決定には至っていないものの南鳥島が候補として挙がっている程度であり、現時点では全国的に見ても数は限られている。このような状況の中で最終処分地の選定を進めることには、一定の課題が生じる可能性がある。公平性の観点からも今後は電源立地地域だけでなく、“自国で出した廃棄物は自国で処分“の原則通り、より多くの自治体が本事業について考えることが必要と思われる。

（3）玄海原子力あすぴあ

玄海原子力あすぴあは玄海原子力発電所に隣接するPR施設であり、原子力発電の仕組みや安全対策、放射線に関する基礎知識を一般向けに分かりやすく紹介している。原子力発電に関する基礎から地域との共生までを総合的に学べる施設として機能しており、住民理解の促進に一定の役割を果たしていると評価できる。展示内容は平易で、教育・広報の場として有効であると感じられた。

＜総括＞

今回の視察を通じて、玄海原子力発電所における発電の仕組みから、使用済燃料の貯蔵、さらには最終処分に至るまでの一連の流れを学ぶことができた。これまで十分に理解していなかった点も多く、自身の知見の不足を痛感したところである。今後も継続して学習と視察を重ね、知見を深めながら、現在を生きる住民にとって何が最良の選択であるかを考えていくことが求められる。それこそが、現代を生きる私たちに課せられた使命であり、その一端を担うことができれば幸いである。









政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		

（領収書等貼付面）

GOOD HARVEST GOOD LIQUOR GOOD RELATION

宝納酒店

SAKETSUKASA 酒司 HONOSAKETEN

登録番号 [redacted]

鹿児島市堀江町16-7
TEL：099-225-4510

2025年7月24日(木) 14:03

美鹿児島黒麹 2016 外
@1,190 × 2個 ¥2,380
美鹿児島白麹 2016 外
@1,190 × 2個 ¥2,380
ギフト箱[中] 720/2本外
@300 × 2個 ¥600

小 計 6点 ¥5,360
外税 10.00% ¥536
合 計 ¥5,896
(10%対象 ¥5,896)
(内消費税等10% ¥536)

預り ¥10,000
釣 ¥4,104

No038382

【ムゲン白波発売】
薩摩酒造さんから夏恒例の香り高い芋焼酎「ムゲン白波」が発売！
今年は、清酒酵母を用いたことで、ブドウの様な瑞々しい香りあり！

領収書

新創会 様

¥5,896-
(8%対象 ¥0)
(10%対象 ¥5,896)
(8%税額 ¥0)
(10%税額 ¥536)

但し

上記金額正に領収致しました。
2025年7月24日

(有) 宝納酒店
鹿児島市堀江町1[redacted]
TEL：099-225-451[redacted]
登録番号 [redacted]

No.01-038382
No. 007327

印刷面を内側に折り保管して下さい

（事業名、使途及び内容等）

7/30～31 政務調査時手土産代

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		

（領収書等貼付面）

領　収　書

令和7年7月30日

新創会　様

¥20,350－
（内10%対象消費税額¥1,850－）

印紙

但 旅客運賃代として（行き）　@4,070円×5名

上記正に領収いたしました

鹿児島県いちき串木野市西薩町12番地
甑島商船株式会社
TEL 0996-32-6458
登録番号：[redacted]
※保管上のお願い
印刷面を内側に折って保管願います。

領　収　書

令和7年7月31日

新創会　様

¥20,350－
（内10%対象消費税額¥1,850－）

印紙

但 旅客運賃代として（帰り）　@4,070円×5名

上記正に領収いたしました

鹿児島県いちき串木野市西薩町12番地
甑島商船株式会社
TEL 0996-32-6458
登録番号：[redacted]
※保管上のお願い
印刷面を内側に折って保管願います。

（事業名、使途及び内容等）

7/30～31　政務調査旅費

高速船代（往復）　5名分

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		

（領収書等貼付面）

領収証

新創会 様 No.

金額 ¥33000

内訳
現金
小切手 /
手形 /

消費税額等(10%) 3,000円
消費税額等(%)

但 宿泊代 6,600円×5名分
7年7月30日 上記正に領収いたしました

鹿児島県薩摩川内市上甑町中[redacted]
旅館 みかく 山下はん子 [redacted]
〒896-1201 TEL09969-2-007[redacted]

収入印紙

登録番号 [redacted]

GR266325

（事業名、使途及び内容等）
7/30～31 政務調査旅費
宿泊代 5名分

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		

領　収　証

No.

新創会 様　　令和7年 7月30日

★¥10,450.-

但 レンタカー使用料

上記正に領収いたしました

内　訳

税抜金額	9,500.-
消費税額等(10%)	950.-

鹿児島県薩摩川内市里町里1931番地1
株式会社 創　夢
代表取締役 純浦勝志

コクヨ　ウケ-78

2025年07月31日

領　収　書

一連No091312
領収No018762

新創会 様

¥4,043-

(但しガソリン代として
正に領収致しました)

税抜金額
¥3,675-
消費税等
¥368-

入印紙

橋口石油株式会社
代表取締役社長 橋口良一

鹿児島県薩摩川内市里町里3508番地
電話：(09969) 3-2041
FAX ：(09969) 3-2297
印刷面を内側に折って保管願います

（事業名、使途及び内容等）

7/30～31　政務調査旅費　レンタカー使用料及び燃料代

※島内における視察先等への移動のため

（備考）

政務活動費支払証明書

使途項目　調査研究費

支　払 年月日	支払額	支払先	使途及び内容	添付できない理由
R7.7.30 R7.7.31	３００円	南国交通	大小路から川内港までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R7.7.30 R7.7.31	３００円	南国交通	川内駅から川内港までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R7.7.30 R7.7.31	３００円	南国交通	山形屋前から川内港までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R7.7.30 R7.7.31	３００円	南国交通	山形屋前から川内港までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
合計	１，２００円			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　７年　７月３１日

会派名　新創会

代表者　犬井　美香　　㊞

市内旅費領収明細書

整理番号	日付	出張用務	起点 ～ 終点	旅費額	領収日	領収印	備考
1	7月30日 7月31日	会派視察市内旅費	旧藤川 ～ 可愛	1,040円	7/31	大井	
2	7月30日 7月31日	会派視察市内旅費	旧湯田 ～ 水引	590円	7/31	尾久	
3	7月30日 7月31日	会派視察市内旅費	隈之城 ～ 川内	150円	7/31	山平	
4			～	円			
5			～	円			
6			～	円			
7			～	円			
8			～	円			
9			～	円			
10			～	円			
11			～	円			
12			～	円			
13			～	円			
14			～	円			
15			～	円			
16			～	円			
17			～	円			
18			～	円			
19			～	円			
20			～	円			

政務活動費領収書等添付用紙

	整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		
（領収書等貼付面）				

領　収　証

NO. 6343

2025年08月27日

新創会　　様

金額		¥	3	9	9	0	0	0

東京ホテルパック、5名様分

上記金額正に領収いたしました

内訳

税率10%	税抜金額	¥362,728
	消費税額	¥36,272
税率 8%	税抜金額	
	消費税額	

内訳		
	現　金	レ
	ギフト券	
	クレジットカード	
	その他	



株式会社 スカイトラベル
代表取締役　原田 美津久
事業者登録番号:
〒895-0027
鹿児島県薩摩川内市西向田町1－13
TEL.0996-22-7811 FAX:0996-22-7940

（事業名、使途及び内容等）

10/22～24　政務調査旅費

ホテルパック代　5名分

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		

（領収書等貼付面）

0000－1848　　2025年10月21日火曜日

領　収　証

新創会　様

￥3,000－

（消費税等　￥222）

但し、菓子代として

菓匠　蔦屋　　薩摩川内市御領下町27-20
TEL0996-22-3933

担当者

領収証No　1965

＊保管上のお願い
財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

（事業名、使途及び内容等）

10/22～24　政務調査手土産代

（備考）

政務活動費支払証明書

使途項目　調査研究費

支　払 年月日	支払額	支払先	使途及び内容	添付できない 理由
R7.10.22 R7.10.24	3,400 円	南国交通	川内駅から空港までのバス賃（往復）	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22 R7.10.24	2,900 円	南国交通	ねれ北から空港までのバス賃（往復）	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22 R7.10.24	3,400 円	南国交通	川内駅から空港までのバス賃（往復）	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22 R7.10.24	3,400 円	南国交通	川内駅から空港までのバス賃（往復）	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22 R7.10.24	3,400 円	南国交通	京セラ川内前から空港までのバス賃（往復）	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22	660 円	京急電鉄	羽田空港から外苑前までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22	660 円	京急電鉄	羽田空港から外苑前までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22	660 円	京急電鉄	羽田空港から外苑前までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22	660 円	京急電鉄	羽田空港から外苑前までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.22	660 円	京急電鉄	羽田空港から外苑前までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	180 円	東京メトロ	外苑前から国会議事堂前までの鉄道賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	180 円	東京メトロ	外苑前から国会議事堂前までの鉄道賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	180 円	東京メトロ	外苑前から国会議事堂前までの鉄道賃	当日、乗車券を購入したため

政務活動費支払証明書

使途項目　調査研究費

支　払 年月日	支払額	支払先	使途及び内容	添付できない 理由
R7.10.24	180 円	東京メトロ	外苑前から国会議事堂前までの鉄道賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	180 円	東京メトロ	外苑前から国会議事堂前までの鉄道賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	660 円	京急電鉄	溜池山王から羽田空港までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	660 円	京急電鉄	溜池山王から羽田空港までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	660 円	京急電鉄	溜池山王から羽田空港までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	660 円	京急電鉄	溜池山王から羽田空港までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
R7.10.24	660 円	京急電鉄	溜池山王から羽田空港までの電車賃	当日、乗車券を購入したため
合計	24,000 円			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　7年10月24日

会派名　新創会

代表者　犬井　美香　犬井印

市内旅費領収明細書

整理番号	日付	出張用務	起点～終点	旅費額	領収日	領収印	備考
1	10/22 10/24	会派視察市内旅費	旧藤川 ～ 樋脇	1,110円	10/24	大井	
2	10/22 10/24	会派視察市内旅費	隈之城 ～ 平佐西	220円	10/24	山平屋	
3	10/22 10/24	会派視察市内旅費	旧湯田 ～ 高来	740円	10/24	屋	
4			～	円			
5			～	円			
6			～	円			
7			～	円			
8			～	円			
9			～	円			
10			～	円			
11			～	円			
12			～	円			
13			～	円			
14			～	円			
15			～	円			
16			～	円			
17			～	円			
18			～	円			
19			～	円			
20			～	円			

計 2070円

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		

（領収書等貼付面）



領　収　書

Receipt　　新創会　様

領収年月日　2026.-2.11　登録番号：[redacted]

金　額　￥111,300　税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　ＪＲ乗車券類

（30409　20枚）

九州旅客鉄道株式会社

川内駅－Ｒ発行　40410-01

印紙税申告納付につき博多税務署承認済

（事業名、使途及び内容等）

2/12～13　政務調査旅費

川内～西唐津までのＪＲ代　５名分

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

	整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		

（領収書等貼付面）

0000−0104

2026年 2月11日水曜日

領 収 証

新創会 様

¥6,000−

（消費税等 ¥444）

但し、
手土産代（@3000円×2ケ）

御菓子処かしの樹
鹿児島県薩摩川内市平佐町4221-1 TEL 0996−27−7070
＊保管上のお願い 事業者番号 [redacted]
財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 [redacted]

領収証No 3753

（事業名、使途及び内容等）

2/12～13 政務調査手土産代（2箇所分）

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	調査研究費	支出内容		

（領収書等貼付面）

No. 106823-1

ご利用明細書
Description

唐津第一ホテル
〒847-0815
佐賀県唐津市西寺町488-1
TEL0955-74-1000
FAX0955-74-4609
登録番号 [redacted]

お名前(Name)

新創会 様

お部屋 Room	ご到着日 Arrival	泊数 Nights	ご出発日 Departure	人数 Persons	発行日 Issue	担当 Clerk	ページ Page
1212	2026/02/12	1	2026/02/13	5	2026/02/13		1

日付 Date	お部屋 Room	ご利用明細 Description	単価 Unitprice	数量 QTY	金額 Charges	入金 Payment
02/12	1212	ご宿泊代	7,700	1	7,700	
	2003	ご宿泊代	7,700	1	7,700	
	2005	ご宿泊代	7,700	1	7,700	
	2006	ご宿泊代	7,700	1	7,700	
	2007	ご宿泊代	7,700	1	7,700	
	1212	精算現金				38,500
		10%対象			35,000	
		（内消費税）			3,500	
ご署名 Signature					ご利用合計 Total	ご請求額 Balance
会社名 Firm					38,500	0

(内消費税 (10%) 3,500)

No. 106823-1

領収証
RECEIPT

お名前 (Name)

新創会 様

登録番号 [redacted]
唐津第一ホテル
〒847-0815
佐賀県唐津市西寺町488-1
TEL0955-74-1000
FAX0955-74-4609

予約金・前受金 Advance	クーポン Coupon	クレジット Card
売掛金 Credit	ご返金 Repayment	領収額 Receipt
		38,500

(消費税対象 (10%) 35,000)
(内消費税 (10%) 3,500)

発行月日 (Issue)
2026/02/13

（事
2/

（備

政務活動費支払証明書

使途項目　調査研究費

支　払 年月日	支払額	支払先	使途及び内容	添付できない理由
R8.2.12 R8.2.13	1,680 円	昭和バス	西唐津駅から玄海エネルギーパークまでのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.12 R8.2.13	1,680 円	昭和バス	西唐津駅から玄海エネルギーパークまでのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.12 R8.2.13	1,680 円	昭和バス	西唐津駅から玄海エネルギーパークまでのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.12 R8.2.13	1,680 円	昭和バス	西唐津駅から玄海エネルギーパークまでのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.12 R8.2.13	1,680 円	昭和バス	西唐津駅から玄海エネルギーパークまでのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.13	880 円	昭和バス	外津橋～唐津青翔高校前までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.13	880 円	昭和バス	外津橋～唐津青翔高校前までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.13	880 円	昭和バス	外津橋～唐津青翔高校前までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.13	880 円	昭和バス	外津橋～唐津青翔高校前までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
R8.2.13	880 円	昭和バス	外津橋～唐津青翔高校前までのバス代（往復）	当日、乗車の際に支払をしたため
合計	12,800 円			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　8年　2月13日

会派名　新創会

代表者　犬井　美香　　印

市内旅費領収明細書

整理番号	日付	出張用務	起点～終点	旅費額	領収日	領収印	備考
1	2月12日 2月13日	会派視察市内旅費	旧藤川 ～ 平佐西	1,110円	2/13	大井屋之山平	
2	2月12日 2月13日	会派視察市内旅費	旧湯田 ～ 平佐西	1,260円	2/13		
3	2月12日 2月13日	会派視察市内旅費	隈之城 ～ 平佐西	220円	2/13		
4			～	円			
5			～	円			
6			～	円			
7			～	円			
8			～	円			
9			～	円			
10			～	円			
11			～	円			
12			～	円			
13			～	円			
14			～	円			
15			～	円			
16			～	円			
17			～	円			
18			～	円			
19			～	円			
20			～	円			

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	研修費	支出内容		

（領収書等貼付面）

No. 88

領　収　書

鹿児島県
新創会　様

2025年10月22日

¥156,000．—

第30回清渓セミナー参加費として上記の金額を領収いたしました



清渓セミナー実行委員会
〒160-0013　東京都新宿区霞ヶ[redacted]
日本青年館内
ＴＥＬ　03-6452-9015

（事業名、使途及び内容等）
第 30 回清渓セミナー参加費

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	研修費	支出内容		

（領収書等貼付面）

お振込金受入区分：0 現金・当座小切手 / 預金払戻請求書

振込金受取書(兼手数料受取書)
振込受付書(兼手数料受取書)

ご依頼日：西暦 2015年09月26日

振込手数料（消費税込）：194円

お振込先
- 金融機関名（漢字）左づめでご記入ください。：[redacted]
- 労金 / 銀行 / 信金 / 信組 / 農協 / その他：銀行
- 支店名（漢字）9文字以上の場合は適内につめてご記入ください。：[redacted] 支店

お受取人
- カタカナで姓と名の間は1マスあけてください。濁点(゛)、半濁点(゜)も1マスを使用してご記入ください。
- フリガナ：[redacted]
- おなまえ：[redacted] 様
- 預金種目：普通 / 当座 / 貯蓄 / その他
- 口座番号：左づめでご記入ください。 [redacted]
- 金額：¥156000

ご依頼人
- カタカナで姓と名の間は1マスあけてください。濁点(゛)、半濁点(゜)も1マスを使用してご記入ください。
- フリガナ：シンソウカイ カイケイ ヤヒサ / ヒロフミ
- おなまえ：新創会 会計 屋久弘文 様
- おところ：鹿児島県薩摩川内市神田町3-22
- おでんわ：日中のご連絡先を左づめで市外局番からご記入ください。（ハイフンは不要）09036093117

お知らせ
※お振込金受入区分が「現金・当座小切手」のときは、本書を「振込金受取書（兼手数料受取書）」として取扱わせていただきます。
※お振込金受入区分が「預金払戻請求書」のときは、本書を「振込受付書（兼手数料受取書）」として取扱わせていただきます。

お引出口座名義：新創会 会計 屋久弘文 様

- ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときには振込はできませんのでご注意ください。
- 振込先金融機関・支店へは、依頼人名（カナ文字）・受取人名（カナ文字）のほか預金種目・口座番号を通知します。
- 振込依頼書に記載相違などの不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書または振込受付書は、振込ができない場合などに必要となりますので、大切に保管してください。

ろうきん

<ろうきん>をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申しあげます。

ろうきん

取扱店

印紙 200円 第13号の4第1号文書 5万円以上 非課税文書の場合は記載不要 17号文書

(2003)D

（事業名、使途及び内容等）

第30回清渓セミナー参加費の振込手数料

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

整理番号

使途項目	事務費	支出内容		

（領収書等貼付面）

No. 002754

領　収　証

新創会　様

2025 年 6 月 30 日

金　額	百万	千	円
	¥	5027	0

但し インクトナージ代として

上記金額正に領収いたしました

内訳		
	現　金	0
	小切手	
	手　形	
	その他	

収入印紙

登録番号：[redacted]

〒895-0076

鹿児島県薩摩川内市大小路町8番15号

株式会社 文友社

電話 0996(22)4624

取扱者

（事業名、使途及び内容等）

プリンターインク代

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

	整理番号

使途項目	事務費	支出内容		

（領収書等貼付面）

2025年09月05日

領　収　証

新創会　様

￥３０５－

但し　品代 紙ひも(消費税等　２７円を含みます)
上記の金額正に領収致しました。
薩摩川内市矢倉町４２１３－１
㈱式会社 大和 プラッセだいわ川内店 事業者番号[redacted]
ＴＥＬ０９９６－２７－１１１１
＊印は軽減税率適用商品です
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。　0022-1967-8

（事業名、使途及び内容等）
事務消耗品（紙ひも）

（備考）

政務活動費領収書等添付用紙

	整理番号

使途項目	事務費	支出内容		

（領収書等貼付面）

2025年09月21日（

領　収　証

新創会　様

￥2，189－

但し　品代　（消費税等　199円を含みます）
上記の金額正に領収致しました。　コピー用紙代
薩摩川内市矢倉町４２１３－１
株式会社 大和 プラッセだいわ川内店 事業者番号[redacted]
ＴＥＬ０９９６－２７－１１１１

＊印は軽減税率適用商品です
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。　0022-1988-033

（事業名、使途及び内容等）

コピー用紙代

（備考）

10/22～24 新創会政務調査 搭乗控え　鹿児島 ⇒ 羽田

JAPAN AIRLINES

ご搭乗案内

Boarding information slip

－－－－この控えは着地までご携帯ください－－－－

イヌイ　ミカ様　047

◆出発DEPARTURE　◆行先DESTINATION

鹿児島 ⇒ 東　京

KAGOSHIMA　TOKYO HANEDA

◆便名FLIGHT

JAL 642

◆搭乗口GATE　◆座席SEAT

10　29H

◆搭乗日DATE　◆運賃種別 FARE TYPE

10／22　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time

08：55　08：45

KAGOSHIMA　TOKYO HANEDA

◆便名FLIGHT

JAL 642

◆搭乗口GATE　◆座席SEAT

10　30J

◆搭乗日DATE　◆運賃種別 FARE TYPE

10／22　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time

08：55　08：45

KAGOSHIMA　TOKYO HANEDA

◆便名FLIGHT

JAL 642

◆搭乗口GATE　◆座席SEAT

10　29J

◆搭乗日DATE　◆運賃種別 FARE TYPE

10／22　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time

08：55　08：45

JAPAN AIRLINES

ご搭乗案内

Boarding information slip

－－－－この控えは着地までご携帯ください－－－－

ナリカワ　コウタロウ様　044

◆出発DEPARTURE　◆行先DESTINATION

鹿児島 ⇒ 東　京

KAGOSHIMA　TOKYO HANEDA

◆便名FLIGHT

JAL 642

◆搭乗口GATE　◆座席SEAT

10　30K

◆搭乗日DATE　◆運賃種別 FARE TYPE

10／22　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time

08：55　08：45

KAGOSHIMA　TOKYO HANEDA

◆便名FLIGHT

JAL 642

◆搭乗口GATE　◆座席SEAT

10　29K

◆搭乗日DATE　◆運賃種別 FARE TYPE

10／22　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time

08：55　08：45

10/22～24 新創会政務調査 搭乗控え　羽田 ⇒ 鹿児島

JAPAN AIRLINES

ご搭乗案内
Boarding information slip
－－－－この控えは着地までご携帯ください－－－－

イヌイ　ミカ様　155

◆出発DEPARTURE　◆行先DESTINATION
東　京　⇒　鹿児島
TOKYO HANEDA　KAGOSHIMA

◆便名FLIGHT
JAL　653

◆搭乗口 GATE　◆座席SEAT
11　32C

◆搭乗日 DATE　◆運賃種別 FARE TYPE
10／24　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time
遅延 DELAY
18:00　17:50

◆便名FLIGHT
JAL　653

◆搭乗口 GATE　◆座席SEAT
11　32J

◆搭乗日 DATE　◆運賃種別 FARE TYPE
10／24　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time
遅延 DELAY
18:00　17:50

◆便名FLIGHT
JAL　653

◆搭乗口 GATE　◆座席SEAT
11　32B

◆搭乗日 DATE　◆運賃種別 FARE TYPE
10／24　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding
遅延 DELAY
18:00　17:50

JAPAN AIRLINES

ご搭乗案内
Boarding information slip
－－－－この控えは着地までご携帯ください－－－－

ナリカワ　コウタロウ様　153

◆出発DEPARTURE　◆行先DESTINATION
東　京　⇒　鹿児島
TOKYO HANEDA　KAGOSHIMA

◆便名FLIGHT
JAL　653

◆搭乗口 GATE　◆座席SEAT
11　32K

◆搭乗日 DATE　◆運賃種別 FARE TYPE
10／24　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time
遅延 DELAY
18:00　17:50

◆便名FLIGHT
JAL　653

◆搭乗口 GATE　◆座席SEAT
11　32A

◆搭乗日 DATE　◆運賃種別 FARE TYPE
10／24　PLNGNAII

◆出発時刻 DEP. TIME　◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time
遅延 DELAY
18:00　17:50

2/12~13 新創会 政務調査 無効化切符 川内 ⇒ 西唐津


乗車券（ゆき）（幹）
（鹿）川内→西唐津
経由：（鹿）川内・新幹線・新鳥栖・長崎線・唐津線
2月12日から 2月17日まで有効 ¥＊＊＊＊
無効 唐津駅
2026.-2.11 川内駅－R発行
30409-06 (6-) C01
入場 2026.2.12 8:14 川


新幹線特急券
無効 新鳥栖駅
川内→新鳥栖
2月12日（8:24発）（9:55着） C05
つばめ 310号 4号車 8番D席
¥4,760
2026.-2.11川内駅－R (6-) 30409-05


乗車券（ゆき）（幹）
（鹿）川内→西唐津
経由：（鹿）川内・新幹線・新鳥栖・長崎線・唐津線
2月12日から 2月17日まで有効 ¥＊＊＊＊
無効 唐津駅
2026.-2.11 川内駅－R発行
30409-10 (6-) C01
入場 2026.2.12 8:14 川


新幹線特急券
無効 新鳥栖駅
川内→新鳥栖
2月12日（8:24発）（9:55着） C05
つばめ 310号 4号車 7番D席
¥4,760
2026.-2.11川内駅－R (6-) 30409-03


乗車券（ゆき）（幹）
（鹿）川内→西唐津
経由：（鹿）川内・新幹線・新鳥栖・長崎線・唐津線
2月12日から 2月17日まで有効 ¥＊＊＊＊
無効 唐津駅
2026.-2.11 川内駅－R発行
30409-09 (6-) C01
入場 2026.2.12 8:14 川


新幹線特急券
無効 新鳥栖駅
川内→新鳥栖
2月12日（8:24発）（9:55着） C05
つばめ 310号 4号車 8番C席
¥4,760
2026.-2.11川内駅－R (6-) 30409-04

2/12～13 新創会 政務調査 無効化切符 川内 ⇒ 西唐津

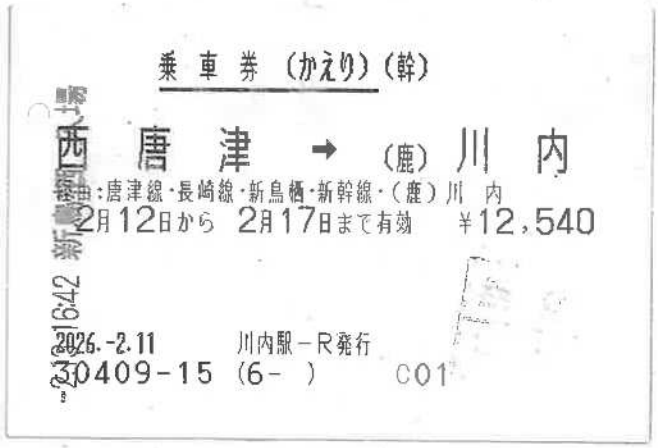

乗車券（ゆき）（幹）
（鹿）川内 → 西唐津
経由：（鹿）川内・新幹線・新鳥栖・長崎線・唐津線
2月12日から 2月17日まで有効 ¥＊＊＊＊
2026.-2.11 川内駅－R発行
30409-08 (6-) C01
入場 2026.2.12 8:14 川


新幹線特急券
（鹿）川内 → 新鳥栖
2月12日（ 8:24発） （9:55着） C05
つばめ 310号 4号車 7番B席 禁
¥4,760
無効 新鳥栖駅
2026.-2.11川内駅－R (6-) 30409-01


乗車券（ゆき）（幹）
（鹿）川内 → 西唐津
経由：（鹿）川内・新幹線・新鳥栖・長崎線・唐津線
2月12日から 2月17日まで有効 ¥＊＊＊＊
2026.-2.11 川内駅－R発行
30409-07 (6-) C01
入場 2026.2.12 8:14 川


新幹線特急券
無効 新鳥栖駅
（鹿）川内 → 新鳥栖
2月12日（ 8:24発） （9:55着） C05
つばめ 310号 4号車 7番C席 禁
¥4,760
2026.-2.11川内駅－R (6-) 30409-02

2/12～13 新創会 政務調査 無効化切符 西唐津 ⇒ 川内



乗車券（かえり）（幹）

西唐津 → （鹿）川内

経由：唐津線・長崎線・新鳥栖・新幹線・（鹿）川内

2月12日から 2月17日まで有効 ￥12,540

2026.-2.11 川内駅－R発行

30409－15 （6－ ） C01

新鳥栖 16:42



新幹線特急券

新鳥栖 → （鹿）川内

2月13日（16：49発）（17:59着） C64

さくら 409号 5号車 9番D席

￥4,960

2026.-2.11川内駅－R （6－ ） 30409-20



乗車券（かえり）（幹）

西唐津 → （鹿）川内

経由：唐津線・長崎線・新鳥栖・新幹線・（鹿）川内

2月12日から 2月17日まで有効 ￥12,540

2026.-2.11 川内駅－R発行

30409－12 （6－ ） C01

新鳥栖 16:42



新幹線特急券

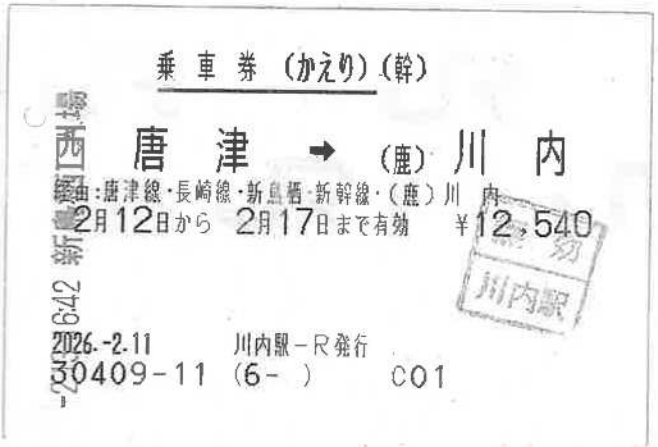
新鳥栖 → （鹿）川内

2月13日（16：49発）（17:59着） C64

さくら 409号 5号車 8番C席

￥4,960

2026.-2.11川内駅－R （6－ ） 30409-17



乗車券（かえり）（幹）

西唐津 → （鹿）川内

経由：唐津線・長崎線・新鳥栖・新幹線・（鹿）川内

2月12日から 2月17日まで有効 ￥12,540

2026.-2.11 川内駅－R発行

30409－11 （6－ ） C01

新鳥栖 16:42



新幹線特急券

新鳥栖 → （鹿）川内

2月13日（16：49発）（17:59着） C64

さくら 409号 5号車 8番B席

￥4,960

2026.-2.11川内駅－R （6－ ） 30409-16

2/12～13 新創会 政務調査 無効化切符 西唐津 ⇒ 川内


乗車券（かえり）（幹）
西唐津 → （鹿）川内
経由：唐津線・長崎線・新鳥栖・新幹線・（鹿）川内
2月12日から 2月17日まで有効 ¥12,540
無効 川内駅
2026.-2.11 川内駅－R発行
30409-13 (6-) C01
-2.13 16:42 新


新幹線特急券
新鳥栖 → （鹿）川内
2月13日（16:49発）（17:59着） C64
さくら 409号 5号車 8番D席
¥4,960
無効 川内駅
2026.-2.11川内駅－R (6-) 30409-18


乗車券（かえり）（幹）
西唐津 → （鹿）川内
経由：唐津線・長崎線・新鳥栖・新幹線・（鹿）川内
2月12日から 2月17日まで有効 ¥12,540
無効 川内駅
2026.-2.11 川内駅－R発行
30409-14 (6-) C01
-2.13 16:42 新


新幹線特急券
新鳥栖 → （鹿）川内
2月13日（16:49発）（17:59着） C64
さくら 409号 5号車 9番C席
¥4,960
無効 川内駅
2026.-2.11川内駅－R (6-) 30409-19